

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成29年1月23日（平成29年（行情）諮問第23号）

答申日：平成29年3月31日（平成28年度（行情）答申第838号）

事件名：特定事件番号の諮問に関して500平方メートルを超える切土等を伴う造成工事を行った当該地の地番等が分かる文書の一部開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、近畿地方整備局長（以下「処分庁」という。）が行った平成28年2月23日付け国近整総情第3624号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 特定河川国道事務所の宅造法違反について、内閣府情報公開・個人情報保護審査会 委員南野聡・椿愼美・山田洋ら3人組が、何ら根拠もなく「同国道事務所の宅造違反ではない。」に対して「その説明に特段不自然・不合理な点はない」として宅造法違反ではないことを事実認定した件について、本件対象文書と事実と異なり審査請求人の求める情報ではない。

イ 特定事件番号に関する件における「宅地である民有地を宅地以外の土地にするための工事であることから、宅造法2条2号の宅地造成には該当せず」が、本件対象文書に記載されていることと異なるため。

そもそも、宅地造成等規制区域において為される造成行為は、地目は関係ない。

（2）意見書

審査請求人から平成29年2月3日付け（同月6日受付）で意見書が当審査会宛て提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。）。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

- (1) 本件開示請求は、法に基づき、処分庁に対して、別紙の1に掲げる文書（本件請求文書）の開示を求めたものである。
- (2) これを受けて、処分庁は、別紙の2に掲げる文書（本件対象文書）を特定し、法5条1号及び2号イに該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。
- (3) これに対し、審査請求人は、国土交通大臣に対して、原処分の取消しを求めて審査請求を提起したものである。

2 特定造成工事について

特定造成工事とは、特定河川国道事務所が、特定道路建設に当たって特定年月頃から民有地を借り上げ、工事現場に必要な大型工事車両や土砂・資材等の搬出入を行うための仮設進入路を設置した工事である。

3 本件対象文書について

本件対象文書は、仮設進入路の設置工事前に借地契約を行う民有地の所有者・借地面積を確認するために作成される平面図で、地番・地目とともに仮設進入路の位置が記載されるものである。

4 原処分に対する諮問庁の考え方について

審査請求人は、本件対象文書は開示を求めていた文書ではないと主張しているが、諮問庁としては、文書特定の妥当性について下記のとおり考えている。

(1) 本件対象文書の特定について

審査請求人が本件開示請求により求めた情報は、別紙の1に掲げる文書のとおりであるが、諮問庁としては、審査請求人は、特定諮問案件における「国が民有地を借り上げて工事現場に必要な大型工事車両や土砂・資材等の搬出入を行うための仮設進入路を設置するにあたって、500平方メートルをこえる切土・盛土を伴う造成工事を行った当該地の地番・地目・場所が分かる」文書の開示を求めており、当該工事も上記2のとおり特定できていることから、審査請求人の請求する行政文書は明確であると考えらる。

当該工事現場のうち、500平方メートルをこえる切土・盛土を伴う造成工事を行った場所・地番・地目が分かる文書は、当該造成工事のために作成された本件対象文書である「特定工事用道路に係る借地用地平面図」であり、本件対象文書には、当該造成工事を行った当該地の地番及び地目が記載されている。

したがって、本件対象文書には、審査請求人が求める「500平方メートルをこえる切土・盛土を伴う造成工事を行った当該地の地番・地目・場所」が記載されており、審査請求人が開示を求めた情報に相違ないものと解される。

(2) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも諮問庁の判断を左右するものではない。

5 結論

以上のことから、諮問庁としては、処分庁が本件対象文書を特定し一部開示決定とした原処分は、妥当であると考えられる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成29年1月23日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年2月6日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ | 同月27日 | 審議 |
| ⑤ | 同年3月29日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる文書（本件請求文書）の開示を求めるものである。

処分庁は、別紙の2に掲げる文書（本件対象文書）を特定した上で、法5条1号及び2号イに該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

審査請求人は、本件対象文書を特定したことは誤りであり、正しい文書の特定を求める旨の不服を申し立てているところ、諮問庁は、原処分は妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書を特定した経緯等について、改めて確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

ア 審査請求人が求めるのは、「特定事件番号の諮問に関して、国が民有地を借り上げて工事現場に必要な大型工事車両や土砂・資材等の搬出入を行うための仮設進入路を設置するに当たって、500平方メートルをこえる切土・盛土を伴う造成工事を行った当該地の地番・地目・場所が分かる情報」であり、特定事件番号の諮問に関する造成工事は特定できており、本件対象文書には、正に500平方メートルを

こえる切土・盛土を伴う造成工事を行った地番・地目・場所が記載されている。したがって、本件対象文書は、審査請求人が開示を求める情報に相違ない。

イ 念のため、処分庁に対し、本件対象文書の外に本件請求文書に該当すると思われる文書の存否について、執務室、書庫、倉庫等を対象として探索させたが、本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 本件請求文書に該当する文書は、本件対象文書のみであるとする上記諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、近畿地方整備局において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示した決定については、近畿地方整備局において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙

1 本件請求文書

特定事件番号の諮問に関する件において、国が民有地を借り上げて工事現場に必要な大型工事車両や土砂・資材等の搬出入を行うための仮設進入路を設置するにあたって、500平方メートルをこえる切土・盛土を伴う造成工事を行った当該地の地番・地目・場所が分かる情報。（公図，住宅地図，登記簿等の記録で、「宅地である民有地を宅地以外の土地にするための工事であることから、宅造法2条2号の宅地造成に該当しない。」と情報公開・個人情報保護審査会委員南野聡・椿慎美・山田洋ら3名が事実認定した情報）

2 本件対象文書

特定工事用道路に係る借地用地平面図（A3：1／1000）